

【参考資料】 行政機関個人情報保護法の改正内容及び千葉市の規定等の対照表（要配慮個人情報の規定）

行政機関個人情報保護法（現行）	行政機関個人情報保護法（改正部分）	千葉市の規定等										
<p>(定義) 第二条 【新設】</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>【新設】</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条、第五十一条及び第五十一条の五から第五十一条の七までにおいて同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>【千葉市個人情報保護条例】 (個人情報の収集の制限) 第7条 3 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認められるとき。 4 実施機関は、前項に規定する個人情報を同項第2号の規定により収集したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない。ただし、第10条第1項ただし書の規定により審議会の意見を聴いた場合は、この限りでない。 5 前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。</p> <p>(電子計算機処理の制限) 第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、事務の性質上やむを得ないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>【千葉市個人情報保護事務取扱要綱】 第3 個人情報取扱事務の届出 6 届出事項の記入方法 (6) 「個人情報の記録項目」欄 届出事務で取り扱う個人情報が該当する全ての記録項目の種類の□を黒く塗りつぶす。該当する記録項目の種類が無い場合は、「その他」の□を黒く塗りつぶすとともに、備考欄にその内容を記入する。 なお、記録項目の種類の内容例については、別表第1を参照のこと。</p> <p>別表第1（第3関係）</p> <table border="1" data-bbox="1947 1682 2822 1894"> <thead> <tr> <th></th> <th>記録項目の種類</th> <th>個人情報の内容 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">思想 信条 等</td> <td>思想・信条</td> <td>所属（支持）する政党・政治団体、人生観、生活信条、座右の銘</td> </tr> <tr> <td>宗教</td> <td>信仰する宗教、嫌いな宗教、宗教的習慣</td> </tr> <tr> <td>社会的差別の原因となる個人情報</td> <td>同和地区出身者であること 暴力団員であること</td> </tr> </tbody> </table>		記録項目の種類	個人情報の内容 (略)	思想 信条 等	思想・信条	所属（支持）する政党・政治団体、人生観、生活信条、座右の銘	宗教	信仰する宗教、嫌いな宗教、宗教的習慣	社会的差別の原因となる個人情報	同和地区出身者であること 暴力団員であること
	記録項目の種類	個人情報の内容 (略)										
思想 信条 等	思想・信条	所属（支持）する政党・政治団体、人生観、生活信条、座右の銘										
	宗教	信仰する宗教、嫌いな宗教、宗教的習慣										
	社会的差別の原因となる個人情報	同和地区出身者であること 暴力団員であること										